

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)
【会社名】	総合メディカル株式会社
【英訳名】	SOGO MEDICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 坂本 賢治
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神二丁目14番8号
【電話番号】	092(713)7611(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 井上 修
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神二丁目14番8号
【電話番号】	092(713)6691
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 井上 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第 1 四半期 連結累計期間	第41期 第 1 四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	平成29年 4 月 1 日から 平成29年 6 月30日まで	平成30年 4 月 1 日から 平成30年 6 月30日まで	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
売上高 (百万円)	33,191	35,155	135,431
経常利益 (百万円)	1,332	866	7,228
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	807	430	4,243
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	849	455	4,432
純資産額 (百万円)	33,356	36,496	36,526
総資産額 (百万円)	85,362	89,943	89,748
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	26.98	14.39	141.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.8	40.3	40.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また主要な関係会社の異動は次のとおりです。

「医業支援」

平成30年4月26日付で株式会社文教の全株式を取得し、連結子会社としております。

この結果、平成30年6月30日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社32社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の状況

平成31年3月期は、中期経営計画「アクション 2020」の2年目となります。引き続き、中期経営計画のテーマ「日本型ヘルスケアビジネスの具現化」にもとづき、「医療モールの開発」「病院の経営支援」「価値ある薬局の創造」と、50期ビジョン達成に向けた「既存事業の機能付加・強化と医療周辺事業への事業領域拡大」に取り組み、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを推進していきます。

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上面では、医薬支援部門において、株式会社文教のグループ化に伴う売上の貢献と、コンサルティングやレンタルの増収により、平成30年4月からの調剤報酬改定、薬価改定の影響による薬局部門の減収をカバーし、売上高は35,155百万円(前年同期比5.9%増)となりました。利益面では、薬局部門における改定の影響を吸収しきれず、営業利益は832百万円(同40.0%減)、経常利益は866百万円(同35.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は430百万円(同46.7%減)となりました。

セグメントの業績概要は以下のとおりであります。

医薬支援

ア．コンサルティング

D to D（医薬継承・医療連携・医師転職支援システム）においては、登録医師会員数が、当第1四半期連結会計期間末で76,028人となりました(前期末比1,130人増)。

地域の方々が住み慣れた町で、安心して暮らし続けられる医療・介護等の拠点となる医療モールの開発においては、案件の積上げを行うとともに、当第1四半期連結会計期間末の医療モール件数は96件(前期末比2件増)となりました。

売上高は、医療モールや病院施設の賃貸収入等が増加し、586百万円(前年同期比19.9%増)となりました。

なお、「サービス産業生産性協議会」主催の第2回「日本サービス大賞」において、当社グループのD to Dシステムを活用した地域医療継続のための「第三者医薬継承支援事業」が評価され、「地方創生大臣賞」を受賞しました(平成30年6月28日)。

イ．レンタル

テレビシステムのレンタル設置台数増加等によりレンタル収入が増加したほか、複数の大型案件受注により商品売上(転レンタル)が増加した結果、売上高は2,045百万円(前年同期比32.9%増)となりました。

運営面では、レンタルサービススタッフのレンタル料金回収など運営の効率化を図るため、平成30年4月からタブレット端末を導入しました。

ウ．リース・割賦

契約面では、市場環境に厳しい状況が続いているものの、開業支援からの新規案件や医療機器の入替案件などの契約受注により、契約高は2,247百万円(前年同期比18.9%増)となりました。売上面では、リース・割賦の売上高は増加したものの、物品販売による売上高が減少したため、リース・割賦部門の売上高は2,231百万円(前年同期比4.4%減)となりました。

エ．その他

株式会社文教(病院内売店、レストラン事業)のグループ化(平成30年4月26日に100%株式取得)により、売上高は4,072百万円(前年同期比135.5%増)と「その他」部門に大きく貢献しました。

以上の結果、医薬支援の売上高は8,936百万円(前年同期比46.7%増)となりました。利益面では、コンサルティング、レンタルの売上高増や株式会社文教の貢献により、医薬支援の営業利益は153百万円(同120.0%増)となりました。

薬局

中期経営計画「アクション 2020」の重点施策である「価値ある薬局の創造」をテーマに地域から選ばれる薬局「みんなの健康ステーション」としての取り組みを推進しました。

平成30年4月には、調剤報酬改定および薬価改定が実施されました。地域包括ケアシステムの構築や医療機能の分化・強化、連携といった方針のもと、薬局においてはかかりつけ薬剤師の推進、地域医療への貢献が求められています。また、今回の改定では、特定の医療機関からの処方箋集中率が高い薬局の調剤基本料が引下げられるなど、いわゆる門前薬局の評価が見直され、当社グループや薬局チェーンにとっては、厳しい改定となりました。

このような中、当社グループは引き続き、かかりつけ薬剤師・薬局をベースとした、高度な薬学管理ニーズに対応するための専門薬剤師の育成や健康サポート薬局拡大に向けた取り組みを推進しております(健康サポート薬局の認定数は、当第1四半期連結会計期間末で92店舗)。

調剤薬局の店舗数は、当第1四半期連結累計期間に4店舗(M&Aによる出店1店舗を含む)を出店した結果691店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間においては、調剤報酬改定および薬価改定に伴う施策が十分に浸透していないため、改定の影響が大きく響き、薬局の売上高は、25,977百万円(前年同期比3.3%減)、営業利益は749百万円(同46.5%減)となりました。

その他

売上高は242百万円(前年同期比1.1%減)となり、営業損失が6百万円となりました(前年同期は5百万円の営業利益)。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前期末比194百万円増加の89,943百万円となりました。流動資産は、前期末比3,259百万円減少の44,225百万円となりました。これは、受取手形及び売掛金が2,496百万円減少し、現金及び預金が961百万円減少したことが主な要因であります。固定資産は、前期末比3,453百万円増加の45,717百万円となりました。これは、のれんが2,549百万円増加したことが主な要因であります。

負債は、前期末比225百万円増加の53,447百万円となりました。流動負債は、前期末比1,647百万円減少の31,950百万円となりました。固定負債は、前期末比1,873百万円増加の21,496百万円となりました。これは、長期借入金が1,073百万円増加し、長期割賦未払金が473百万円増加したことが主な要因であります。なお、有利子負債(リース債務、割賦未払金を含む)は、前期末比2,299百万円増加し25,829百万円となり、有利子負債から現金及び預金を差し引いた金額を自己資本で割ったネットD/Eレシオは、前期末比0.09ポイント増の0.34倍となりました。

純資産は、前期末比30百万円減少し36,496百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により430百万円増加したものの、配当金の支払いにより486百万円減少したためであります。以上の結果、自己資本比率は前期末比0.1ポイント減の40.3%となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っています。

(3) 経営方針・経営戦略等

当社は「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、コンサルティングをベースにした医業経営のトータルサポートを行っており、D to D(医業継承・医療連携・医師転職支援システム)と価値ある薬局づくりを通して、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献するよう努めております。

来るべく平成37年(2025年)に向け、平成29年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション 2020」をスタートしました。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、様々な要因により実際の結果と異なる可能性があります。

(中期経営計画の要旨)

会社の経営の基本方針

当社は、「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、コンサルティングをベースにした医業経営のトータルサポートで、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを基本方針としております。

目標とする経営指標

当社は、平成29年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション 2020」をスタートし、最終年度の平成32年3月期(2020年3月期)に次の目標を掲げています。

連結売上高	1,600億円(オーガニック)
EBITDAマージン	9%以上
設備投資	3年間で200億円を配分(別枠でM&A・連携も積極活用)
配当性向	20%以上を維持

中長期的な会社の経営戦略

ア 50期ビジョン(2028年3月期)における中期経営計画の位置づけ

○ 社是(ミッション)

わたしたちは、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献します

○ 50期ビジョン(ありたき姿)

地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」

○ 日本型ヘルスケアビジネスの完成イメージ

D to Dと価値ある薬局からの創造で、病院の経営支援と理想の医療モールを通じた地域ヘルスケアネットワークの基盤づくり

○ 中期経営計画「アクション 2020」の位置付け

日本型ヘルスケアビジネスの具現化。50期ビジョンを実現するステップとしての3か年計画と位置付け、平成29年3月期までの取組みを発展させ成果を出す(具現化)

イ 平成32年3月期(2020年3月期)のありたき姿

「さまざまな社会的課題を解決する医療モールを推進する」

医療モールに在宅医療や在宅ケアの機能付加、医療機能の分化による効率的・効果的な医療提供体制の構築、かかりつけ薬局機能の強化で、地域包括ケアシステムの構築へ貢献する。また、将来の人口動態や医療需要、街づくりの観点を踏まえ、医療モールでコンパクトシティの形成を支援していく。

地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを推進

1	医療モールの開発	社会インフラとして医療・介護・生活支援等の複合施設の中核を担う ～医療モール200件へ～
2	病院の経営支援	地域包括ケアシステム構築における病院の機能分化と連携を支援 ～病院の経営支援37件～
3	価値ある薬局の創造	みんなの健康ステーションとして、地域包括ケアシステムを支える ～オーガニック成長で処方せん枚数230万枚(20%)増へ～
4	50期ビジョン達成のために	既存事業の機能付加・強化と医療周辺事業への事業領域拡大

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第 3 号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益(併せて以下「株主共同の利益」といいます。)を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯にめざす者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記アの中期経営計画による企業価値向上への取組み、及び下記イのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

ア．中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社は、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社は、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業になることをめざしております。

以上のような経営の理念及び基本方針のもとで、さらなる成果を出すために、当社は、平成29年 4 月から 3 年間にわたる中期経営計画「アクション2020」をスタートいたしました。

中期経営計画の要旨につきましては、「第 2 事業の状況」「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」「(3)経営方針・経営戦略等」に記載のとおりです。

イ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のため、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えており、以下のような体制としております。

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、10名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成されており、うち3名を社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。

取締役会は原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

代表取締役、業務執行取締役及び常務執行役員で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項を決定しております。副社長執行役員及び本部長で構成される個別案件会議は、原則として毎月2回開催し、常務会へ付議すべき事項、常務会の決定事項以外の重要事項を決定しております。また、社長執行役員等の執行役員で構成される経営会議では、経営に関する諸問題の討議や情報交換等を行っております。

監査役会の構成員である各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、常務会、個別案件会議及び経営会議にも出席して意見を述べています。

当社は、執行役員制度を採用しており、執行役員候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、取締役会の承認を得て選任しております。執行役員は、取締役会からの権限委譲により業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。

当社は、定期・通期採用の社員研修、階層別研修及びコンプライアンス推進責任者のもとでの職場内研修等において、「企業倫理とコンプライアンス経営」を教育し、コンプライアンスの向上に努めております。

子会社の業務の適正性を確保するための体制として、子会社の管理を主管する部門（「グループ会社管理・支援規程」による。）を設置し、子会社についての「グループ会社管理・支援規程」を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。子会社からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づけております。

また、当社は、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる関係も持たないこと」を基本方針としております。反社会的勢力排除に向け、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関とも連携をとりつつ、グループ一体となり対応する体制を構築していきます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月22日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定して同日付で公表し、また、当社定款第18条に基づき、同年6月20日開催の当社第36期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の施行等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益（あわせて以下「株主共同の利益」といいます。）を確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、原対応方針の有効期間の満了に伴い、当社定款第18条に基づき、平成29年6月22日開催の当社第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決され、原対応方針を改定し、当社の株式の大規模買付行為に関する以下の対応方針（以下「対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。

なお、本対応方針の有効期間は、平成32年（2020年）6月に開催予定の当社第42期定時株主総会の終結時までといたします。

(本対応方針の内容)

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、若しくは 公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役役に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

上記大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社代表取締役役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

当社は、大規模買付情報の提供が完了した後、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得たうえで、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は最長90日間の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。また、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会が別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。これにより、株主及び投資家の皆様は保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第42期定時株主総会の終結時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとします。

上記 の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう恐れのある大規模な買付行為を行うことは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みについての当社取締役会の判断

上記 の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 の取組みは、株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記 の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第 1 四半期連結累計期間の研究開発活動については該当事項はありません。なお、日常業務の延長として、新事業企画・開発の担当部署が中心となり、医療機関のニーズに対応した新規事業、新商品の開発に取り組んでおります。

(6) 従業員数

当第 1 四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第 1 四半期連結累計期間において、医業支援のその他の販売実績が著しく増加しております。その内容については、「(1) 経営成績の状況」をご覧ください。

(8) 主要な設備

当第 1 四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画に著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成30年4月26日付で株式会社文教の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。また、当社は、平成30年6月22日開催の定時株主総会において、平成30年10月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「総合メディカルホールディングス株式会社」を設立することが承認可決されました。

なお、株式会社文教の株式取得についての詳細は、「第 4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に、また、単独株式移転による純粋持株会社体制への移行についての詳細は、「第 4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成30年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成30年8月10日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,680,312	30,680,312	東京証券取引所 市場第一部	（注）
計	30,680,312	30,680,312	—	—

（注）権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	15,340,156	30,680,312	—	3,513	—	3,654

（注）当社は平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、これに伴い発行済株式総数が15,340,156株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 372,800	—	「1（1）発行済株式」の 「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,948,800	149,488	同上
単元未満株式	普通株式 18,556	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	15,340,156	—	—
総株主の議決権	—	149,488	—

（注）当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年3月31日の株式の状況につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目 14番8号	372,800	—	372,800	2.43
計	—	372,800	—	372,800	2.43

（注）当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年3月31日の株式の状況につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,538	13,576
受取手形及び売掛金	20,536	18,039
割賦債権	2,934	2,876
リース投資資産	1,098	1,314
たな卸資産	5,787	6,176
その他	2,643	2,294
貸倒引当金	53	52
流動資産合計	47,485	44,225
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産（純額）	5,483	5,974
建物及び構築物（純額）	12,898	13,095
その他（純額）	7,058	7,196
有形固定資産合計	25,440	26,266
無形固定資産		
のれん	9,119	11,668
その他	1,383	1,352
無形固定資産合計	10,502	13,021
投資その他の資産	¹ 6,319	¹ 6,429
固定資産合計	42,263	45,717
資産合計	89,748	89,943
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,037	18,567
短期借入金	490	430
1年内償還予定の社債	-	44
1年内返済予定の長期借入金	4,429	4,877
リース債務	275	185
未払法人税等	1,837	181
その他	6,527	7,663
流動負債合計	33,598	31,950
固定負債		
社債	-	252
長期借入金	13,831	14,904
リース債務	731	792
長期割賦未払金	2,754	3,228
その他	2,306	2,319
固定負債合計	19,623	21,496
負債合計	53,221	53,447

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,513	3,513
資本剰余金	5,566	5,566
利益剰余金	27,470	27,414
自己株式	920	920
株主資本合計	35,629	35,574
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	611	636
その他の包括利益累計額合計	611	636
非支配株主持分	285	285
純資産合計	36,526	36,496
負債純資産合計	89,748	89,943

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (平成29年4月1日から 平成29年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成30年4月1日から 平成30年6月30日まで)
売上高	33,191	35,155
売上原価	28,492	30,001
売上総利益	4,699	5,154
販売費及び一般管理費	3,312	4,321
営業利益	1,387	832
営業外収益		
受取配当金	13	16
受取賃貸料	5	5
その他	50	72
営業外収益合計	69	94
営業外費用		
支払利息	26	25
投資有価証券評価損	37	-
その他	59	35
営業外費用合計	123	60
経常利益	1,332	866
税金等調整前四半期純利益	1,332	866
法人税、住民税及び事業税	243	282
法人税等調整額	286	151
法人税等合計	529	434
四半期純利益	802	431
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	5	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	807	430

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (平成29年4月1日から 平成29年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (平成30年4月1日から 平成30年6月30日まで)
四半期純利益	802	431
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	47	24
その他の包括利益合計	47	24
四半期包括利益	849	455
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	855	455
非支配株主に係る四半期包括利益	5	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間から、株式会社文教（平成30年4月26日付で全株式を取得）を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

単独株式移転による純粋持株会社体制への移行

当社は、平成30年6月22日開催の定時株主総会において、平成30年10月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「総合メディカルホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することが承認可決されました。

1. 企業結合の概要

(1) 背景及び目的

平成30年3月22日に公表しました「持株会社体制への移行に関するお知らせ」のとおり、当社グループは、今後、既存事業の進化と深化のスピード加速、M&A やアライアンスの積極活用により、事業規模の拡大と新事業の創出を図り、50期ビジョンの早期達成と企業価値の向上、持続的な成長を実現するために持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

当社グループが、持株会社体制へ移行する目的は、以下のとおりになります。

グループ経営戦略機能と事業執行体制の強化

- ・持株会社は、総合メディカルグループ全体の経営に専念し、中長期的な成長戦略の立案、経営資源の最適配分によりグループシナジーの最大化と、グループ全体の企業価値の最大化を図る。
- ・事業会社へ権限を大幅に委譲し、役割と責任を明確にすることで、意思決定のさらなる迅速化と各事業の価値創造力の強化を図る。

戦略的パートナーの拡大

- ・日本型ヘルスケアビジネスの完成を加速させるべく、M&A・資本業務提携を積極活用することで事業規模の拡大と新事業の創出を図る。

次世代経営者の育成

- ・事業会社に次世代経営者候補を登用し、経験を積むことで、経営者の早期育成を図る。

(2) 株式移転の方法及び内容

株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	総合メディカル ホールディングス株式会社 （完全親会社・持株会社）	総合メディカル株式会社 （完全子会社・当社）
株式移転比率	1	1

(注) 1 株式移転比率

本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

(注) 2 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

(注) 3 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみ割り当てられることになります。株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

(注) 4 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記3の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(注) 5 本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 30,680,312株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生直前において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。

(3) 株式移転の時期

定時株主総会基準日 平成30年3月31日(土)
株式移転計画承認取締役会 平成30年5月24日(木)
株式移転計画承認時株主総会 平成30年6月22日(金)
当社株式上場廃止日 平成30年9月26日(水)(予定)
持株会社設立登記日(効力発生日) 平成30年10月1日(月)(予定)
持株会社株式上場日 平成30年10月1日(月)(予定)

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他事由により日程を変更することがあります。

(4) 株式移転により新たに設立する会社(完全親会社・持株会社)の概要(予定)

(1)名称	総合メディカルホールディングス株式会社
(2)所在地	福岡市中央区天神2-14-8
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 坂本 賢治 代表取締役副社長 三木田慎也
(4)事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに附随する業務
(5)資本金	100億円
(6)決算期	3月31日
(7)設立年月日	平成30年10月1日
(8)発行済株式数	30,680,312 株
(9)取締役及び監査役	取 締 役 坂本 賢治 取 締 役 三木田慎也 取 締 役 田代 五男 取 締 役 貞久 雅利 社外取締役 渡邊 清孝 社外取締役 関 榮一 社外取締役 上手 隆志 監 査 役 平尾 昭二 社外監査役 山川 正翁 社外監査役 三ツ角直正 社外監査役 権藤 説子
(10)純資産	未定
(11)総資産	未定

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定であります。これによる損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みであります。

3. 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6 月30日)
投資その他の資産	39百万円	39百万円

2 偶発債務

金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6 月30日)
医療法人風のすずらん会他 8名	2,717百万円	医療法人風のすずらん会他 7名 2,859百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (平成29年 4 月 1 日から 平成29年 6 月30日まで)	当第 1 四半期連結累計期間 (平成30年 4 月 1 日から 平成30年 6 月30日まで)
減価償却費	988百万円	944百万円
のれんの償却額	299百万円	337百万円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間(平成29年 4 月 1 日から平成29年 6 月30日まで)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成29年 4 月25日 取締役会	普通株式	374	25.0	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月23日	利益剰余金

- 2 基準日が当第 1 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第 1 四半期連結累計期間(平成30年 4 月 1 日から平成30年 6 月30日まで)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成30年 4 月24日 取締役会	普通株式	486	32.5	平成30年 3 月31日	平成30年 6 月25日	利益剰余金

(注) 当社は、平成30年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年 3 月31日を基準日とする 1 株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

- 2 基準日が当第 1 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医業支援 (百万円)	薬局 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	6,092	26,853	245	33,191	-	33,191
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,768	119	3	1,890	1,890	-
計	7,860	26,973	248	35,082	1,890	33,191
セグメント利益	69	1,399	5	1,474	87	1,387

(注) 1 セグメント利益の調整額 87百万円には、セグメント間取引消去79百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 166百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社的一般経費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医業支援 (百万円)	薬局 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	8,936	25,977	242	35,155	-	35,155
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,439	1	3	1,444	1,444	-
計	10,376	25,978	245	36,600	1,444	35,155
セグメント利益	153	749	6	895	63	832

(注) 1 セグメント利益の調整額 63百万円には、セグメント間取引消去143百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 206百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社的一般経費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「医業支援」セグメントにおいて、平成30年4月26日付で株式会社文教の株式を取得したことから、のれんの金額に重要な変動が生じております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては、2,784百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

株式取得による企業結合

1. 企業結合の概要

当社は、平成30年4月26日付で株式会社文教（以下、「文教」といいます。）の全発行済株式を取得し、連結子会社化いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称：株式会社文教

事業内容：売店、レストラン、職員食堂、テレビシステム等病院内施設事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、文教が長年培った病院内での売店・レストラン運営のノウハウ及び大規模病院とのネットワークと、当社医業支援事業及び医療機関ネットワークを組み合わせること、また、現在同社が未進出の関西・東北エリアへの店舗展開等をバックアップすることで、医療機関への新たな価値を提案し、当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成30年4月26日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 3,575百万円

取得原価 3,575百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 14百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,784百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却の方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,449百万円
固定資産	1,304百万円
資産合計	2,753百万円
流動負債	499百万円
固定負債	1,463百万円
負債合計	1,963百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (平成29年 4 月 1 日から 平成29年 6 月30日まで)	当第 1 四半期連結累計期間 (平成30年 4 月 1 日から 平成30年 6 月30日まで)
1 株当たり四半期純利益 (円)	26.98	14.39
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	807	430
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	807	430
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,934	29,934

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 当社は、平成30年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成30年 4 月24日開催の取締役会において、前連結会計年度の期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 期末配当による配当金の総額.....486百万円
(2) 1 株当たりの金額.....32.5円
(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成30年 6 月25日

- (注) 1 平成30年 3 月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。
2 当社は平成30年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たりの金額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月10日

総合メディカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 次 男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている総合メディカル株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、総合メディカル株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。